

3 中野区子ども総合計画令和6年度事業実績 ～子どもの権利の視点による評価・検証結果について～

中野区子どもの権利委員会

(1) はじめに

中野区は、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、同年4月1日に施行しました。これにより、中野区は、こども基本法の施行前に、区独自に国連・子どもの権利条約の精神に則り、子どもに関わる事柄を決める際は、子どもの意見を反映しながら区の子ども政策を推進していく、子どもにやさしいまちづくりを進めていくこととなりました。

中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）は、条例第22条第2項の規定に基づき、子どもに関わる取組を推進するための基本となる計画及び子どもに関する取組が、子どもの権利の視点に基づいているかを検証するため、区長の附属機関として設置されました。第1期権利委員会は、全12回の会議を重ね、「第1期中野区子どもの権利委員会最終答申」（以下「最終答申」といいます。）を取りまとめ、令和6年5月28日に区長へ提出しました。最終答申では、中野区子ども総合計画の各事業の取組内容について、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証を行うことを盛り込んでいます。このことに基づきまして、権利委員会は、「中野区子ども総合計画令和5年度事業実績」について、以下のとおり、評価・検証を行いました。

(2) 「子どもの権利の視点」による評価・検証について

権利委員会における「子どもの権利の視点」からの評価・検証は、以下の3つの視点から行うこととしました。

① 「意見表明・参加」の視点

子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか。

② 「広報・周知」の視点

子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか。

③ 「子どもの最善の利益」の視点

事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか。

(3) 評価・検証の対象とする事業について

「中野区子ども総合計画」における、目標Ⅰに記載しているすべての事業に加え、目標Ⅱ以降に記載されている事業についても、子どもを対象とした事業など、子どもの権利に関わりが深い事業としました。抽出した事業は次のとおりです。

※「母子生活支援施設」、「就学相談」及び「地区懇談会の充実」については、令和6年度事業実績より追加

子どもの権利の視点による評価・検証対象事業

目標分類	事業名	事業内容	子ども総合計画 ページ位置
目標Ⅰ	全ての事業	-	P.62~85
目標Ⅱ	食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及啓発を進めます。	P.90
目標Ⅱ	運動習慣の定着・体力向上に向けた教育	子どもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校の体力向上プログラムに位置付け、実践します。	P.90
目標Ⅱ	子ども・若者支援センターの運営	子ども・若者及びその家庭からのあらゆる相談を受け付け、助言や支援を行うほか、子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	P.93
目標Ⅱ 目標Ⅳ	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	P.94,97 P.127
目標Ⅱ	母子生活支援施設	生活・就労・教育住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	P.97,99
目標Ⅱ	就学相談	子どもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、就学相談専門員が保護者と一緒に考えます。	P.103
目標Ⅱ	授業のユニバーサルデザイン化	全ての子どもたちが、分かりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のユニバーサルデザイン化を推進します。	P.103
目標Ⅳ	若者情報発信事業(Twitter)	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向けTwitterアカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。	P.116,120
目標Ⅳ	ハイティーン会議・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。	P.116
目標Ⅳ	中高生交流事業	児童館において、中高生年代の活動を支援し、地域での交流を進めます。	P.116
目標Ⅳ	若者フリースペースの運営	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。	P.116,118,120
目標Ⅳ	区有施設の中高生年代の利用検討	既存の区有施設における、中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。	P.118
目標Ⅳ	ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。	P.120,122
目標Ⅴ	地区懇談会の充実	中学校区ごとに、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や地域の連携について協議します。	P.127
目標Ⅴ	地域の団体と児童館との共催事業	地域状況に応じて育成団体と児童館が共催で事業を実施し、交流や連携を進めます。	P.127
目標Ⅴ	ユニバーサルデザイン推進	中野区ユニバーサルデザイン推進条例、推進計画に基づき、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。	P.129
目標Ⅴ	犯罪防止・交通安全	青色灯防犯パトロールカーの運行、地域の防犯パトロール団体への支援や中野区安全・安心(防犯)メールの配信を行います。また、子どもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。	P.131
目標Ⅴ	受動喫煙防止	子どもの受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。	P.131

(4) 評価・検証結果について

「1 各目標における主な取組みの各事業実績 目標Ⅰ～Ⅴに掲げる事業」のとおり
※上記のうち、「子どもの権利の視点による評価・検証対象事業」(P. 60) が対象

(5) 総評について

- 第2期中野区子どもの権利委員会（第8回、2025年7月28日）の会議において報告された「子どもの権利の視点による評価対象事業」の自己評価は、今年度で2度目となりました。しかし、昨年度と同様に、事業対象である子どもの声が十分に踏まえられていないと読める事例が多数見受けられました。
- 中野区は「中野区子どもの権利に関する条例」（2022年4月施行）において、第3条（基本理念）、第4条（区の役割）、第9条（あらゆる場面における権利の保障）、第14条（子ども会議）に基づき、子どもに関する区の計画をはじめ、子どもに関わるあらゆる施策について、子どもの意見を求め、これを尊重することを規定しています。さらに、国においても「こども基本法」（2023年4月施行）第11条において、国及び地方公共団体が施策を策定・実施・評価する際には、対象となる子ども、子どもの養育者、関係者等の意見を反映させるため必要な措置を講ずることが義務づけられています。

こうした社会的な転換点を踏まえ、中野区は、2024年3月に『子どもの意見表明・参加に関する手引き（第1版）』を作成しました。手引きでは、区の各部署が子どもの意見を聴取・反映する取組を進める際の基本的な考え方や具体的な手法・留意点が示されており、このように行政自らが手引きを整備した取組は、全国的に見ても先駆的で意義のあるものです。

- しかしながら、依然として多くの所管課の評価内容において、子どもや養育者、その他関係者の意見聴取に関する記載が見受けられませんでした。これは、国連子どもの権利条約、こども基本法、ならびに「中野区子どもの権利に関する条例」で規定される子どもの意見表明・参加が、PDCAサイクルに基づいた改善が図られていないこと、また『子どもの意見表明・参加に関する手引き』が行政内部で十分に活用されていないことが危惧されました。
- 子どもは「一人の区民であると同時に、子どもにやさしいまちをつくるためのパートナー」です。『子どもの意見表明・参加に関する手引き』第1章にも、「子どもに関係のある施策について子どもの意見を聞くことで、子どもの状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」と記されています。第2期中野区子どもの権利委員会は、この考え方に基づき、「子どもの権利の視点に

による評価対象事業」の再評価と、子どもや養育者等の意見が踏まえられているかを明記するよう求めました。

- その結果、意見聴取を実施していた所管課の事業については、子ども等の意見を反映した評価内容に修正されました。所管課が多岐にわたる中、多くの事業について再評価と修正が行われたことは、子どもの意見表明・参加を位置づける必要性を所管課が再認識する機会となり、子ども等の意見を踏まえて評価が行われた事業とそうでなかった事業が明確になった点で意義があります。
- 一方で、再評価の内容は評価可能な点に関する記述が中心であり、次年度に向けた課題の抽出が十分でない事業が多く見受けられました。この点は今後の課題であり、次年度以降は、子ども等の意見を踏まえつつ、改善すべき点についても明記するとともに、翌年度には前年度に指摘された改善点が実際に改善されたかどうかを確認・評価することが必要です。これにより、単年度評価が形骸化することなく、継続的な改善のプロセスとして次年度へ引き継がれ、子ども等の意見を反映したより良い事業の推進につながるものと考えます。
- 次年度は、今年度の経験を踏まえ、『子どもの意見表明・参加に関する手引き』が適切に活用され、子どもの権利の視点による評価・検証において、子ども等の意見の聴取・反映が確実に実行されることを望みます。